第11回品質保証検討会　議事録

1．日時　平成17年1月21日（金）　13:30～15:30

2．場所　航空会館　B101会議室

3．出席者（敬称略，五十音順）

出席委員　：唐澤主査（東京電力），岩田（核燃料サイクル開発機構），小蔵（九州電力），齋藤（三菱電機），佐藤（東芝），島津（北海道電力），白柳（東京電力），鈴木（中部電力），須藤（日本原子力発電），清野（原子力安全・保安院），辰巳（北陸電力），南條（東北電力），増田（四国電力），結城（原子力安全・保安院），吉岡（中国電力），渡邊（東京電力）

代理委員　：清水（三菱重工業　平川代理），田中（電源開発　首藤代理），津端（日立製作所　小嶋代理），十倉（関西電力　寺田代理），渡辺（原子力安全基盤機構　中野代理），

欠席委員　：高橋（富士電機システムズ），三枝（石川島播磨重工業）

オブザーバ：伊東（三菱原子燃料），児玉（原子力安全・保安院）

事務局　　：池田，上山，国則（日本電気協会）

4．配付資料

資料No.11-1　第10回品質保証検討会　議事録（案）

資料No.11-2　品質保証検討会委員名簿（案）

資料No.11-3　品質保証作業会委員名簿

資料No.11-4　JEAG 4121「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC 4111-2003）の適用指針　－原子力発電所の運転段階－」制定案公衆審査意見対応（案）

資料No.11-5　品質保証分科会　規格改廃要否の検討及び平成16年度活動実績，平成17年度活動計画（案）

参考資料-1　JEAG 4121「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC 4111-2003）の適用指針　－原子力発電所の運転段階－」制定案 公衆審査版（H16/10/18～H16/12/17）

5．議事

(1) 検討会委員の自己紹介と会議定足数の確認

出席委員が自己紹介の後，出席委員数が，議案決議の条件として委員の3分の2以上の出席が必要という，定足を満たしていることが確認された。

(2) 第10回品質保証検討会　議事録（案）について
資料No.11-1，第10回品質保証検討会議事録案について，平成16年6月22日に電子メールで委員に配信後一部修正された内容が紹介され，本内容で正式な議事録とすることが全員の賛成で承認された。

(3) 品質保証検討会・作業会　新・再任・退任委員について
資料 No.11-2 に基づき，品質保証検討会の新委員候補，再任委員候補，退任委員が紹介され，本内容で第 13 回品質保証分科会に提案することが全員の賛成で承認された。また，資料No.11-3に基づき，品質保証作業会の新退任委員が紹介された。

(4) JEAG 4121「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC 4111-2003）の適用指針　－原子力発電所の運転段階－」制定案公衆審査意見対応（案）について
渡邊品質保証作業会主査より，資料No.11-4に基づき，JEAG 4121制定案公衆審査意見対応案の内容が紹介され，議論の結果，以下の修正を施した内容で第13回品質保証分科会に提案することが全員の賛成で承認された。

- No.4-5の記載に，回答の文章中の「物的に防護」と変更後の文章中の「物的に保護」とで異なる表現が使われているので，統一を取るよう修正する。
- No.2の回答に「『第三者』が，検査の判定に関与する組織の品質マネジメントシステムの要員を意図されているならば，JEAC 4111の適用上問題になるものではありません。」とあるのは，「検査及び試験要員の独立の程度を定めること。」という要求事項やNo.5-3に記載の「『検査及び試験要員』とは，適合性評価並びにリリースを伴う検査及び試験を直接行う担当者をいう。」というJEAG 4121の解説の内容と，矛盾のある記載のため適切に修正する。

本件に関する主な議論の内容は以下のとおり。

- 要求事項はあくまでもJEAC 4111の内容であり，JEAG 4121は要求事項の解説や理解を促進するための例示であるが，発行後検査の結果などから必要と思われる修正点が見つかった場合には，規約の定期的な規格見直し要求を踏まえて修正を検討していくことになる。
- JEAG 4121表1.1の（実用炉規則）第7条の3の5 第4号 と 第7条の3の6 第3号に記載のあるとおり，法的には，監査については業務を実施した者以外による監査の実施を，検査及び試験については独立の程度を定めることを要求している。

(5) 品質保証分科会　規格改廃要否の検討及び平成16年度活動実績，平成17年度活動計画（案）について

資料 No.11-5 に基づき，規格改廃要否の検討及び平成 16 年度活動実績，平成 17 年度活動計画案の内容が事務局より紹介された。これに対し渡邊品質保証作業会主査より，作業会で出された意見として，事業者からメーカへ出す発注仕様書の標準版制定の提案があり，議論の結果，現内容で第 13 回品質保証分科会に上程し，当該仕様書制定の追加要否についても分科会での審議を依頼することが全員の賛成で承認された。

本件に関する主な議論の内容は以下のとおり。

- 事業者の発注仕様書作成のガイドとして，事業者，メーカが合意する仕様書標準版の制定が必要と考えているものである。
- 仕様書の内容は契約のベースとして，発注者が決めるべきものであり，原子力規格委員会が発行する規格としてそぐわないのではないか。
- 事業者とメーカの契約に JEAC 4111 を準用する場合には，適用除外する品質保証上の要求事項など制約条件を明確にすべきと考えるが，不十分な例が見受けられる。
- 現在の JEAG 4121 の 7.4 調達の内容は，仕様書作成のガイドとしては不十分で，7.4 を充実させ，分量が大きくなれば別冊の指針として発行するということと理解する。
- どこで発行すべきかは別として，仕様書に記載すべき事項の整理検討の必要性は，美浜事故の事故調査委員会でも具体的に議論され確認されている。
- JEAG 4101 の内容は事業者，メーカの合意が取れていた。同指針は現在も事業者の契約に使用されており，当面存続させるニーズがあり，廃止を検討する時は代替案も検討する必要がある。
- 仕様書標準版を原子力規格委員会の規格として策定すべきかについては両論あり，ここで短時間で結論を下すことはせず，各組織内でも継続して検討の上，次回の分科会にも同様の提案をし，状況をお知らせして審議いただくのがよい。
- 建設段階の指針の必要性検討には，必要に応じて立地や廃止措置の扱いの検討も含めるものと考える。

以　上